

## ジョイパック株式会社に対する再生支援の完了について

2012年8月2日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2011年9月29日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、支援を行ってまいりました。対象事業者は、機構の支援の下で、事業再生計画に従い、2012年3月1日、新経営陣及び従業員等が設立した新ジョイパック設立準備株式会社（現在の商号：ジョイパック株式会社）との間で会社分割（吸収分割）を実施し、同社に事業を承継させ、現在、同社は、承継した事業を運営・継続しています。今般、承継事業に関する実務面の引継が完了したため、機構は、法第34条第1項に規定する支援決定に係るすべての再生支援を完了することといたしました。

（注）会社分割実施後の旧ジョイパック株式会社（現在の商号：貴志川不動産株式会社）は、特別清算手続開始の申立てを行い、清算する見込みです。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
ジョイパック株式会社

2. 買取決定等にかかる債権の買取価格  
本件では、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったため、債権の買取はございません。

3. 機構が行った支援の概要  
本件において、機構は、事業再生計画の策定に積極的に関与したほか、関係金融機関等及び対象事業者間等の関係者調整に関与することで対象事業者の支援を行いました。

以上